平成２６年（フ）第１１９号
福岡県うきは市浮羽町高見1422番地１
債務者　白石　耕二
１　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２５年（フ）第３６３号
佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目17番９号　野中方
債務者　野中　千代
１　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１４号
佐賀県小城市三日月町樋口637番地　Ａ－１Ｆ
債務者　佐藤　正浩
１　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第１４５号
佐賀県神埼市神埼町鶴2036番地５右原団地232
債務者　廣瀬　　恵
１　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２６年（フ）第７４号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志14720番地
債務者　江口　律子
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第７５号
佐賀県武雄市西川登町大字小田志14720番地
債務者　江口貴代美
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第７８号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江4370番地
債務者　川崎八重子
１　決定年月日時　平成26年６月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２６年（フ）第６７号
茨城県龍ケ崎市馴馬町4257番地、前住所茨城県取手市白山３丁目５番17―202号
債務者　加藤　由子
１　決定年月日時　平成26年６月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係
平成２６年（フ）第１２１号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目11番２―310号
債務者　山口真由美（旧姓橋間）
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２６年（フ）第２７８号
兵庫県尼崎市南清水30番２―201号
債務者　相馬　　浩
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１７１号
千葉県我孫子市高野山26番地　201号スワンハイツＡ
債務者　原　真由美
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２６年（フ）第２０３号
千葉県流山市長崎１丁目590番地　テラス・グリーンパーク007
債務者　加藤　　潤
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２６年（フ）第２３７号
千葉県柏市東山２丁目12番14―301号
債務者　熊川　慎也
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２６年（フ）第２７９号
千葉県松戸市上本郷3490番地　ロッヂ80―２号
債務者　今　　治幸
１　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２６年（フ）第５０号
石川県加賀市柏野町ロ54番地８
債務者　辻　　豪介
１　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２６年（フ）第２１号
福井県敦賀市長沢29号３番地の１
債務者　臼井恵美子（旧姓石山）
１　決定年月日時　平成26年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部
平成２６年（フ）第１２６号
兵庫県宝塚市安倉西４丁目522番地の５
債務者　川本　千代
１　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係